

藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金交付要綱

- 制 定 令和4年9月5日
一 部 改 正 令和4年10月1日
一 部 改 正 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、農産物の生産に必要な肥料の購入価格が高騰し、経営が圧迫されている市内販売農家の事業継続を支援するため、藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の農業者をいう。
- (2) 肥料 肥料法に基づく肥料をいう。ただし、自給堆肥等は対象外とする。
- (3) 交付金等 補助金、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年10月1日現在、藤沢市に住民登録（法人にあっては法人登記）があるもの。
- (2) 市税の滞納がないもの。
- (3) 令和5年10月1日現在、営農しており、今後も営農の意思があること。
- (4) 経営耕地面積が30a以上又は令和4年中の農産物の販売金額が50万円以上のもの。
- (5) 神奈川県を除く他の地方公共団体から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した肥料価格高騰等の影響を支援するための交付金等を受けておらず、今後も受けないこと。
- (6) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号から第5号までに該当する者でないこと。
- (7) 暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(交付対象経費及び交付率)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、令和5年4月から令和6年1月末までに購入した肥料費の価格上昇分とし、交付率は交付対象経費の15/100以内とする。ただし、国及び県の肥料価格高騰対策の支援を受けている場合は、市の支援と合計して交付率が10割を超えないものとする。

2 前項の規定により算出した交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 交付金の申請受付開始日は、令和6年2月1日とする。

2 申請期限は、令和6年2月29日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）誓約書兼同意書（第2号様式）

（2）購入肥料一覧表（第3号様式）

（3）領収書等の取引日及び購入金額がわかる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち経営耕地面積が30a未満のものについては、前項の書類に加えて、次の書類も添えて市長に申請しなければならない。

（1）令和4年分所得税青色申告決算書（農業所得用）若しくは令和4年分収支内訳書（農業所得用）又は最新の決算書等の写し

（交付決定及び交付金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付金交付の申請があったときは、内容を審査して予算の範囲内においてその適否を決定し、その結果を藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金交付決定等通知書（第4号様式。以下「交付決定等通知書」という。）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、必要な指示又は条件を付することができ、申請者への通知後は、速やかに申請書に記載の金融機関口座への振込みにより交付金を交付するものとする。

3 市長は、交付金の交付額が予算の上限に達したときは、それ以降の交付金については不交付とする。ただし、申請受付開始日から令和6年2月15日の間に予算額よりも申請を受けた事業費の合計額が多い場合は、予算額を事業費の合計額で除した割合により按分した額から千円未満の端数を切り捨てた交付金を交付するものとする。

（交付金の取消及び返還）

第8条 市長は、交付決定者（交付金事業を行うものをいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付決定又は支払を受けたとき
- (2) 誓約に違反したとき
- (3) その他市長が不適正と認めたとき
(暴力団の排除)

第9条 市長は、暴力団排除条例第8条の規定に基づき、交付金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、申請者が、暴力団に該当するか否かの神奈川県警察本部長への照会その他の必要な措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた結果、交付金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第10条 交付決定者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。